

2020年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区大崎一丁目11番1号

株式会社日本製鋼所

代表取締役社長 宮内 直孝



当社は、2019年12月18日付で株式会社名機製作所との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社名機製作所を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり所定の事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

株式会社名機製作所は、当社の完全子会社のため、会社法第784条の2の規定に基づく本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

株式会社名機製作所は、当社の完全子会社のため、会社法第785条第1項の規定に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

株式会社名機製作所は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

株式会社名機製作所は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2020年2月6日付の官報により債権者に対する公告を行い、その知れたる債権者に対しては個別の催告を行いました。所定の期間内に会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、本合併をやめることの請求をすることはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定に基づき、2020 年 2 月 6 日付の電子公告により株主に対して公告を行いました。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、当社の株主は、株式の買取を請求することはできません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 6 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、所定の期間内に会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日をもって、株式会社名機製作所から資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 1 日付で本合併による変更登記申請を行いました。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

以 上

2020年2月6日

吸収合併に関する事前開示書面

愛知県大府市北崎町大根2番地

株式会社名機製作所

代表取締役社長 成瀬敏男



当社は、株式会社日本製鋼所を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うにあたり、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1の「合併契約書」のとおりです。

2. 会社法施行規則第182条第1項第1号及び第2号に係る事項

株式会社日本製鋼所は、当社の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 会社法施行規則第182条第1項第3号に係る事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

- (2) 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表
該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後における株式会社日本製鋼所の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本合併後における株式会社日本製鋼所の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、株式会社日本製鋼所の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上のことから、本合併後における株式会社日本製鋼所の債務について、履行の見込みはあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第182条第1項第1号から第5号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更が生じた際に、別紙として追加いたします。

以上



合 併 契 約 書

本店住所を東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号とする株式会社日本製鋼所（以下「甲」という。）と本店住所を愛知県大府市北崎町大根 2 番地とする株式会社名機製作所（以下「乙」という。）は、合併に関して次の通り本契約を締結する。

（合併の方法）

- 第 1 条 甲及び乙は、合併（以下、「本合併」という。）し、甲は存続し、乙は解散する。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文及び同第 795 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文及び同第 783 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

- 第 2 条 本合併の効力発生日（以下、単に「効力発生日」という。）は、2020 年 4 月 1 日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

（株式等の割当て）

- 第 3 条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

- 第 4 条 甲は、本合併によりその資本金及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

- 第 5 条 乙は、2020 年 3 月 31 日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に承継する。

（善管注意義務）

- 第 6 条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって各々の業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行う。

（従業員の引継ぎ）

- 第 7 条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。
2. 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議して定める。

（解散費用）

- 第 8 条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（合併条件の変更又は解除）

- 第 9 条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（協議事項）

- 第 10 条 本契約に定めるものの他、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書 1 通を作成し、甲は原本を保管し、乙はその写しを保管する。

2019 年 12 月 18 日

甲： 東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
株式会社日本製鋼所
代表取締役社長 宮内 直孝



乙： 愛知県大府市北崎町大根 2 番地
株式会社名機製作所
代表取締役社長 成瀬 敏男



第93回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月21日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号

ゲートシティ大崎 ウェストタワー

地下1階 ゲートシティホール

※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。

郵送・インターネット等による議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時

JSW

目次

第93回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	13
（添付書類）	
事業報告	16
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告書	57



株式 日本製鋼所

証券コード：5631

証券コード 5631
2019年5月30日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社 **日本製鋼所**
代表取締役社長 宮 内 直 孝

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第93期（自 2018年4月1日）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（自 2018年4月1日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

(お 願 い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。)

(お知らせ) ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.jsw.co.jp/>) に掲載しております。

(1) 連結計算書類の連結注記表

(2) 計算書類の個別注記表

なお、連結注記表及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<https://www.jsw.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から15頁まで）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2019年6月21日（金曜日）午前10時

会場 ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 代理人によるご出席について

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2019年6月20日（木曜日）午後5時到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2019年6月20日（木曜日）午後5時まで

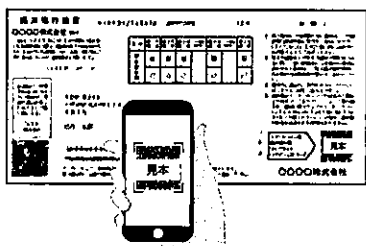
詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

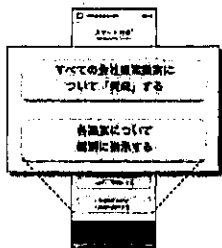
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

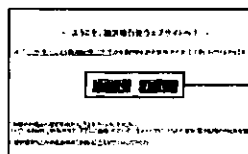
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

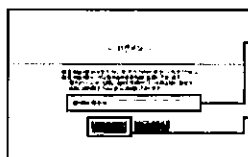


▼「アクセス用QRコード」



「次へすすむ」をクリック

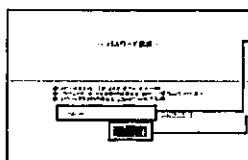
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、上記方針を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、1株につき30円といたしたいと存じます。これにより、中間期末の配当25円と合わせた年間配当は、1株につき55円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額2,205,180,780円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、7頁から12頁に記載のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	備 考
1	みやうち なお たか 宮 内 直 孝	再 任
2	ひがし いずみ ゆたか 東 泉 豊	再 任
3	しば た たかし 柴 田 尚	再 任
4	おお した まさ お 大 下 真 雄	再 任
5	まつ お とし お 松 尾 敏 夫	再 任
6	で ぐち じゅんいちろう 出 口 淳一郎	再 任
7	いわ もと たか し 岩 本 隆 志	再 任
8	もち だ の ぶ お 持 田 農夫男	再 任 社外取締役候補者 独立役員
9	で がわ さだ お 出 川 定 男	再 任 社外取締役候補者 独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 7頁から12頁の各取締役候補者に関する事項に記載している取締役会の開催回数には、書面決議は含んでおりません。なお、出口淳一郎氏、岩本隆志氏、出川定男氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。

候補者
番号

1

みや うち なお たか
宮 内 直 孝

再任

■ 生年月日：1958年1月30日生

■ 取締役会への出席状況：100%（16/16回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社

2011年 4月 当社広島製作所副所長

2013年 4月 当社執行役員、広島製作所長

2015年 4月 当社常務執行役員、産業機械事業部
副事業部長（機械事業ユニット長）

■ 所有する当社の株式の数：8,687株

■ 重要な兼職の状況：—

2016年 4月 当社特機本部管掌、機械事業部長

2016年 6月 当社取締役常務執行役員

2017年 4月 当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

宮内直孝氏は、産業機械事業分野の経営に携わった後、2017年4月から代表取締役社長として当社グループの重要事項の意思決定、業務執行の監督の役割を担い、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。引き続き、当社グループ全体を牽引し、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

ひがし いずみ ゆたか
東 泉 豊

再任

■ 生年月日：1955年1月22日生

■ 取締役会への出席状況：93.8%（15/16回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1977年 4月 当社入社

2010年 4月 当社室蘭製作所副所長

2011年 7月 当社経理部長

2012年 4月 当社執行役員

2014年 4月 当社上席執行役員、経理部担当（現任）、経営企画室長

2014年 6月 当社取締役上席執行役員

2015年 4月 当社取締役常務執行役員、CFO（現任）

■ 所有する当社の株式の数：8,271株

■ 重要な兼職の状況：—

2016年 4月 当社CISO（現任）

2017年 4月 当社代表取締役副社長（現任）、安全保障輸出管理管掌（現任）

2017年10月 当社鉄鋼事業部管掌（現任）、風力室管掌

2018年 4月 当社風力室担当（現任）

2019年 4月 当社経営企画室管掌（現任）、情報システム室担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

東泉豊氏は、取締役として経営戦略や財務戦略などに携わった後、2017年4月から代表取締役副社長として経営戦略や財務戦略などを担当し、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

しば た
柴 田たかし
尚

再任

■ 生年月日：1958年9月17日生

■ 取締役会への出席状況：100%（16/16回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4 月 当社入社

2011年 4 月 当社室蘭製作所副所長

2013年 4 月 当社執行役員、室蘭製作所長

2015年 4 月 当社常務執行役員

2016年 4 月 当社風力室管掌、鉄鋼事業部長

■ 所有する当社の株式の数：6,119株

■ 重要な兼職の状況：一

2016年 6 月 当社取締役常務執行役員（現任）

2017年10月 当社新事業推進本部長（現任）

2018年 4 月 当社技術・品質担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

柴田尚氏は、長年索形材・エネルギー事業分野に携わり、鉄鋼事業部長として同事業全体の管理運営を担った後、2017年10月から新事業推進本部長として新事業の育成に取り組んでおり、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、当社グループの技術・品質の更なる向上を図るとともに、新事業推進本部の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

おお した まさ お
大 下 真 雄

再任

■ 生年月日：1956年6月3日生

■ 取締役会への出席状況：100%（16/16回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1983年 1 月 当社入社

2009年 2 月 当社製品戦略室副室長

2010年 4 月 当社レーザー・プラズマシステム室副室長

2013年 4 月 当社産業機械事業部副事業部長（機械担当）

2014年 4 月 当社執行役員

2015年 4 月 当社産業機械事業部副事業部長（アライアンス担当）

■ 所有する当社の株式の数：5,419株

■ 重要な兼職の状況：一

2015年 5 月 SM PLATEK CO., LTD.代表取締役副社長

2017年 4 月 当社常務執行役員、機械事業部長（現任）

2017年 6 月 当社取締役常務執行役員（現任）

2018年 4 月 当社FPD装置事業部・横浜製作所担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

大下真雄氏は、長年産業機械事業分野に携わり、2017年4月から機械事業部長として同事業全体の管理運営を担い、海外における事業運営を含め豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

まつ お とし お
松 尾 敏 夫

再任

- 生年月日：1962年3月6日生
- 取締役会への出席状況：93.8%（15/16回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社	2017年4月 当社常務執行役員、成形機事業部長（現任）、広島製作所管掌
2013年4月 当社広島製作所副所長	2017年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
2015年4月 当社広島製作所長	
2016年4月 当社執行役員	
- 所有する当社の株式の数：4,357株
- 重要な兼職の状況：一
- 取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、長年産業機械事業分野に携わり、広島製作所長として製造現場を含め広範囲の管理運営を担った後、2017年4月から成形機事業部長として同事業全体の管理運営を担い、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

6

で ぐち じゅんいちろう
出 口 淳一郎

再任

- 生年月日：1958年9月2日生
- 取締役会への出席状況：100%（11/11回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年4月 当社入社	2018年6月 当社取締役執行役員
2013年4月 当社室蘭製作所副所長	2018年7月 当社総務部担当（現任）、秘書室長（現任）
2015年4月 当社執行役員、鉄鋼事業部副事業部長	2019年4月 当社取締役常務執行役員（現任）
2017年10月 当社人事教育部長（現任）	
2018年4月 当社CSR・リスク管理担当（現任）、安全保障輸出管理担当（現任）、安全衛生管理・環境管理担当（現任）、秘書室・総務部管掌	
- 所有する当社の株式の数：4,347株
- 重要な兼職の状況：一
- 取締役候補者とした理由

出口淳一郎氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、鉄鋼事業部副事業部長として広範囲な管理運営を担った後、2017年10月から人事教育部長を務めており、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

7

いわもと たかし
岩本隆志

再任

- 生年月日：1959年5月8日生
 - 取締役会への出席状況：100%（11/11回）
 - 略歴並びに当社における地位及び担当
 - 1983年4月 当社入社
 - 2013年4月 当社室蘭製作所副所長
 - 2016年4月 当社執行役員、室蘭製作所長（現任）
 - 2017年10月 当社鉄鋼事業部長（現任）
 - 2018年6月 当社取締役執行役員（現任）
 - 所有する当社の株式の数：3,455株
 - 重要な兼職の状況：－
- 取締役候補者とした理由

岩本隆志氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、室蘭製作所長として製造現場を含め広範囲の管理運営を担い、また、2017年10月からは鉄鋼事業部長として同事業全体の管理運営も担い、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

8

もち だ の ぶ お
持 田 農 夫 男

再 任

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日：1947年4月1日生

■ 取締役会への出席状況：100%（16/16回）

■ 所有する当社の株式の数：782株

■ 重要な兼職の状況：一

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1970年4月 日立金属株式会社入社

2004年4月 株式会社NEOMAX（現 日立金属株式会社）常務取締役

2005年6月 日立金属株式会社執行役常務、株式会社NEOMAX取締役常務執行役員

2006年6月 日立金属株式会社代表執行役執行役社長兼取締役

2010年4月 株式会社日立製作所代表執行役執行役副社長（2014年3月退任）、日立金属株式会社取締役会長

2010年6月 日立電線株式会社（現 日立金属株式会社）社外取締役（2013年6月退任）

2013年4月 日立金属株式会社取締役（2014年6月退任）

2014年6月 株式会社日立製作所取締役（2016年6月退任）

2016年6月 当社取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

持田農夫男氏には、国際的な製造業の企業経営で培われた豊富な経験と高い技術的知見を、独立した客観的立場から当社の経営全般に反映していただいております。引き続き、経営全般の監督、重要事項決定において適切な役割を果たしていただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

持田農夫男氏は、当社の取引先である日立金属株式会社の取締役を2014年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

持田農夫男氏は、当社の取引先である株式会社日立製作所の代表執行役執行役副社長を2014年3月まで務め、同社の取締役を2016年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、持田農夫男氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（15頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

候補者
番号

9

で がわ さだ お
出 川 定 男

再 任

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日：1951年7月20日生

■ 所有する当社の株式の数：572株

■ 取締役会への出席状況：100%（11/11回）

■ 重要な兼職の状況：西芝電機株式会社 社外取締役

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1977年 4月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式
会社IHI）入社2014年10月 同社代表取締役副社長兼副社長執行
役員（2016年3月退任）

2009年 6月 同社取締役執行役員

2016年 4月 同社取締役（2016年6月退任）

2011年 4月 同社取締役常務執行役員

2016年 6月 同社顧問（現任）

2012年 4月 同社代表取締役副社長

2018年 6月 当社取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

出川定男氏は、国際的な製造業の経営経験者で、豊富な企業経営の実績を備えております。引き続き、技術的知見を取締役会に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

出川定男氏は、当社の取引先である株式会社IHIの代表取締役副社長兼副社長執行役員を2016年3月まで務め、同社の取締役を2016年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、出川定男氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（15頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 持田農夫男及び出川定男の両氏は社外取締役候補者であります。当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 出川定男氏が2016年6月まで取締役として在任しておりました株式会社IHIが、遅くとも2009年1月以降、民間航空機エンジンの整備事業に関し、国土交通省の基準に違反する不適切な行為を行っていた事実が判明しました。同社は2019年4月9日、国土交通省より業務改善命令を受けました。出川定男氏は同社取締役在任中、豊富な経験と高い見識に基づき、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。
3. 持田農夫男氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 出川定男氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は持田農夫男及び出川定男の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。持田農夫男及び出川定男の両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 城野和也氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役 田中義友氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	備 考
1	にし やま とおる 西 山 透	新任
2	たに ざわ ふみ ひこ 谷 澤 文 彦	新任
		社外監査役候補者 独立役員

候補者番号 1 にし やま とおる 西 山 透 新任

■ 生年月日：1959年12月2日生

■ 所有する当社の株式の数：4,940株

■ 重要な兼職の状況：—

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社

2017年 4月 当社執行役員（現任）

2011年 9月 当社経営企画室副室長

2017年10月 当社技術戦略室副室長

2015年 4月 当社室蘭製作所副所長

2018年 4月 当社監査室長（現任）

■ 監査役候補者とした理由

西山透氏は、2017年に執行役員に就任し、以降、技術戦略室副室長、監査室長を歴任しております。同氏は、経営管理業務における卓越した知見・経験を保有しており、その知見・経験を当社監査業務の高度化実現に活かすことが十分に期待できるものであります。これらの経験をもとに当社経営陣の職務執行への監査機能を果たすことが出来ると判断し、監査役候補者としております。

候補者
番号

2

谷 澤 文 彦

新任

社外監査役候補者

独立役員

■ 生年月日：1952年4月2日生

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：ハウライ株式会社
代表取締役社長兼社長執行役員

■ 略歴及び当社における地位

1976年4月	株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	2010年6月	SMBCフレンド証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）代表取締役兼副社長執行役員（2012年3月退任）
2003年6月	同行執行役員	2012年12月	ハウライ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）
2006年10月	同行常務執行役員（2009年3月退任）	2015年6月	相鉄ホールディングス株式会社社外監査役（2019年6月退任予定）
2009年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員		
2009年6月	同社専務取締役（2010年6月退任）		

■ 社外監査役候補者とした理由

谷澤文彦氏は、金融機関における融資・企画等の職務経験に加え、経営者並びに監査役経験もあり、中立的かつ客観的立場から監査意見を述べていただけると判断し、社外監査役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

谷澤文彦氏は、当社と取引関係のある金融機関出身ですが、直近事業年度末における当社の総資産に対する借入金の比率は約18%と低いうえ、当社は複数の金融機関との間で取引の分散化・平準化を行っており、直近事業年度末における当該金融機関からの借入が借入総額に占める割合は9.6%と他の金融機関と比して著しく高いものではありません。

また、株式会社三井住友銀行は当社の株主ですが、その議決権保有比率は3.0%であります。

谷澤文彦氏は、2012年12月よりハウライ株式会社の代表取締役社長兼社長執行役員を務めておりますが、同社と当社との間に取引関係はありません。

したがって、谷澤文彦氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（15頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 谷澤文彦氏は社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。西山透及び谷澤文彦の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

(ご参考) 株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{*1}又はその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{*2}又はその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ている
コンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑥過去3年間に於いて上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{*3}に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項**

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の経営成績の状況、財政状態の概要等は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、中期経営計画（JGP2020）の策定に合わせ、経営資源再配分による適正化を図り新たな成長基盤の整備を進めるため、セグメント区分の変更を実施しております。これに伴い、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。詳細は27頁「(8) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）」をご参照ください。

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における海外経済は、米中貿易摩擦の拡大や中国経済の減速、英国のEU離脱問題などによる景気後退が懸念されましたが、欧米先進国を中心に雇用や個人消費が堅調に推移し、全体として緩やかな成長が継続しました。わが国経済は、豪雨や地震等の相次ぐ自然災害による影響はあったものの、雇用環境の改善や設備投資の拡大などを背景に総じて緩やかに成長いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、産業機械事業では、自動車の軽量化等に伴う樹脂製品需要は堅調に推移しましたが、車載用リチウムイオン電池素材の需要が一時的に停滞しました。更に、年度後半より米中貿易摩擦の影響から設備投資に陰りがみられるなど厳しい状況となりました。素形材・エネルギー事業においては、天然ガスの需要拡大を背景にクラッド鋼板・鋼管で回復の兆しが見られたものの、大型鋳鍛鋼品の市場規模縮小により厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは「産業機械で『成長』、素形材・エネルギーは『新生』」をコンセプトとして掲げ、2018年5月に策定した2021年3月期までの3カ年の中期経営計画（JGP2020）に沿って、①経営資源の最適化とアライアンスの強化、②アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化、③新事業探索、育成の活性化の3つを基本方針とした事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、産業機械事業、素形材・エネルギー事業が共に減少し、2,161億55百万円（前年同期比8.3%減）となりました。売上高は、産業機械事業、素形材・エネルギー事業が共に増加し、2,201億53百万円（前年同期比4.0%増）となりました。損益面では、営業利益は242億90百万円（前年同期比18.0%増）、経常利益は279億25百万円（前年同期比26.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は199億66百万円（前年同期比86.4%増）となりました。

事業報告

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

(産業機械事業)

受注高は、樹脂製造・加工機械及びFPD装置が減少したことから、1,757億57百万円（前年同期比5.6%減）となりました。

売上高は、樹脂製造・加工機械及び成形機が増加したことから、1,736億48百万円（前年同期比2.8%増）となりました。

営業利益は、売上高は増加したものの売上製品構成の変化などにより、前年同期並みの235億99百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

(索形材・エネルギー事業)

受注高は、電力・原子力製品が減少したことから、341億23百万円（前年同期比20.7%減）となりました。

売上高は、電力・原子力製品が減少したものの、クラッド鋼板・鋼管が増加したことから、412億51百万円（前年同期比13.7%増）となりました。

営業利益は、売上高の増加や固定費の圧縮などにより、26億76百万円（前年同期は営業損失10億19百万円）となりました。

(その他事業)

受注高は62億74百万円、売上高は52億52百万円、営業利益3億43百万円となりました。

(事業別受注高)

部 門	第92期 (前連結会計年度) (2017年度)		第93期 (当連結会計年度) (2018年度)		増減 (百万円)
	金額 (百万円)	比率 (%)	金額 (百万円)	比率 (%)	
産業機械事業	186,252	79	175,757	81	△10,495
素形材・ エネルギー事業	43,053	18	34,123	16	△8,929
その他事業	6,379	3	6,274	3	△105
合 計	235,685	100	216,155	100	△19,530

(注) 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものとし、各種数値を算定しております。

(事業別売上高)

部 門	第92期 (前連結会計年度) (2017年度)		第93期 (当連結会計年度) (2018年度)		増減 (百万円)
	金額 (百万円)	比率 (%)	金額 (百万円)	比率 (%)	
産業機械事業	169,000	80	173,648	79	4,648
素形材・ エネルギー事業	36,287	17	41,251	19	4,964
その他事業	6,412	3	5,252	2	△1,159
合 計	211,700	100	220,153	100	8,452

(注) 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものとし、各種数値を算定しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、99億45百万円であります。その主なものは、広島製作所及び室蘭製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

該当事項はありません。

なお、当社は、当連結会計年度後の2019年4月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である日鋼情報システム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、海外経済は、米国では雇用や個人消費の改善が続き、中国では各種政策効果による景気持ち直しが期待されるなど、海外経済全体として緩やかな成長が続くと見込まれます。わが国経済も、雇用や設備投資の改善により、緩やかに成長すると予想されます。その一方、通商問題の動向、英国のEU離脱問題の長期化が輸出企業に与える影響、消費税増税に伴う国内経済への影響などもあり、先行きへの警戒感が強まる状況となっております。

このような中、当社グループにつきましては2021年3月期までの3ヵ年の中期経営計画（JGP2020）を策定し、事業活動を推進してまいりました。しかし、主力の産業機械事業において、中国での車載用リチウムイオン電池素材の市場停滞や、米中貿易摩擦の影響による設備投資動向の不透明感が増すなど、当初想定していた市場動向に変化が生じております。このような事業環境の大幅な変化に伴い、中期経営計画（JGP2020）の数値目標（連結売上高2,600億円以上、連結営業利益300億円以上）を見直すことといたしました。新たな売上・利益目標については、その前提等を慎重に検討した後、速やかに開示いたします。なお、基本戦略についてはその妥当性を失っておらず、今後も施策を進めてまいります。

2020年3月期通期の連結業績見通しにつきましては、受注高2,350億円、売上高2,250億円、営業利益190億円、経常利益200億円、親会社株主に帰属する当期純利益140億円を予想しております。

当社グループは、2021年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「JGP2020」を推進しております。中期経営計画の進捗は以下のとおりです。

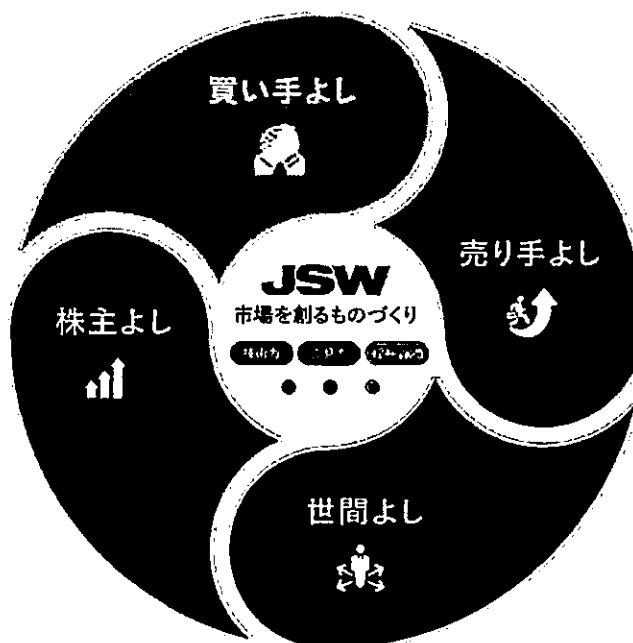
<中期経営計画「JGP2020」の進捗について>

1) 「JGP2020」における当社グループのミッションは以下のとおりであります。

○ミッション

「ものづくり」と「価値づくり」で安定成長企業を目指し、「買い手よし（顧客満足）」、「売り手よし（従業員満足）」、「世間よし（社会的責任遂行）」、「株主よし（株主満足）」の四方よしの精神で社会に貢献する。

<JSWの四方よし経営>



「ものづくり」&「価値づくり」で安定成長企業を目指す。

2) 「JGP2020」においては、「産業機械で『成長』、素形材・エネルギーは『新生』」をコンセプトとして、2030年を見据えた基盤を構築するべく、3つの基本方針を掲げて事業に取り組んでまいります。

① 経営資源の最適化とアライアンスの強化

グループ経営資源の適切な配分を目的とし、素形材・エネルギー事業については売上規模に見合った経営資源の配分見直しを行う一方、産業機械事業には重点的に経営資源を配分してまいります。

また、将来の新たな収益源を確保すべく、アライアンスやM&Aにも積極的に資金を投入し、事業規模の拡大を図ります。

② アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化

安定収益の確保と顧客満足度の向上を目指して、産業機械事業を中心にサービス体制の基盤を強化し、単純なサービス提供からソリューション提案への転換を図ることで、更なる成長・拡大を進めてまいります。

また、次の事業への礎となるよう、サービス事業を通じて顧客との強固な信頼関係を構築します。

③ 新事業探索、育成の活性化

今後新たな事業として成長が期待できる「航空機」、「水素」、「結晶」、「成膜」の4事業の早期事業化を図るとともに、更なる新事業テーマの探索と育成も積極的に推進してまいります。

3) 上記の基本方針に基づき、以下の事業戦略を着実に推進してまいります。

【産業機械事業】

産業機械事業については、「攻めの経営」による事業領域拡大のための種まきと育成がJGP2020における基本戦略となります。

主な事業戦略は次のとおりです。

○フィルム・シート製造装置

・セパレータフィルム製造用途を中心とした旺盛な需要に対応する生産設備の増強を早期に実施します。

- ・総合フィルム装置メーカーとして包装材、工業材、光学系用途においても事業拡大を図ります。

○射出成形機

- ・「マス・カスタマイゼーション戦略（※）」により、ゆるぎないJSW成形機ブランド力を確立します。

（※）共通化された基本部分をベースに、地域、顧客ニーズに対応したカスタム仕様の機械を提供し差別化を図る戦略。

- ・IoT等を活用した提案型サービスにより顧客満足度を向上させ、予防保全・保守による収益拡大を図ります。

○レーザーアニール装置

- ・既存製品の差別化による製品競争力強化及びサービス事業拡大により収益力の更なる向上を図ります。
- ・競争力のあるコア技術の確保を通じ、フラットパネルディスプレイ関連の新製品創出に取り組めます。

[素形材・エネルギー事業]

素形材・エネルギー事業については、既存製品は現状事業規模で安定黒字化を目指し、新たな成長機会の発掘と早期育成を推進することがJGP2020における基本戦略となります。

主な事業戦略は次のとおりです。

○月島機械株式会社と製造分野で協業

- ・室蘭製作所において月島機械株式会社との製造分野での協業に向けた体制構築を進めてまいります。

○固定費の改善

- ・室蘭製作所グループ人員の更なる圧縮をはじめ、売上規模に見合ったコスト構造改革の実現に向けた施策を継続してまいります。

○新事業の早期事業化

- ・室蘭製作所で長年培ってきた素材に関わる知見を活かしつつ、既存製品に代わる新たな事業を育成し、将来に向けた成長基盤の整備を目指します。

4) 2019年3月期までに実施又は計画した具体的な施策は以下の通りであります。

〔産業機械事業〕

○フィルム・シート製造装置の事業規模拡大に向けた取り組み

- ・セパレータフィルム製造用途を中心とした中長期的な需要拡大に対応するための生産設備増強を実施し、事業規模拡大に向けた体制を確立しました。
- ・2018年4月より株式会社ジーエムエンジニアリングとの資本業務提携を開始しました。同社は、食品用途を中心とした中小型シート装置に強みを有します。2019年4月には同社株式を追加で取得し、子会社化しております。大型のフィルム装置に強みを持つ当社とのシナジーにより事業拡大を早期に推進します。

○大型射出成形機の生産体制拡充に向けた取り組み

- ・当社の完全子会社である株式会社名機製作所は、自動車関連向けの大型射出成形機を軸として堅調に事業を展開しております。自動車産業では、今後も部品の樹脂化によって大型射出成形機の需要拡大が予想されます。こうした需要に的確に対応すべく、株式会社名機製作所を2020年4月1日付で吸収合併する方針を決定しました。合併を機に、グループ経営資源の最適配分による生産能力の増強を図っております。

〔素形材・エネルギー事業〕

○クラッド鋼板・鋼管の競争力強化

- ・天然ガスの需要増加に伴い伸長が期待されるクラッド鋼板・鋼管の競争力強化を目的として、2019年3月期から2022年3月期までの4ヵ年計画で設備投資を進めております。

○月島機械株式会社と製造分野での協業開始

- ・月島機械株式会社との製造分野での協業に向け、月島機械市川工場の製造機能について、当社室蘭製作所構内の第4鉄構工場他への移設を進めておりましたが、2019年4月には月島機械室蘭工場として操業を開始しました。

○銅合金等の溶解・鋳造加工を行う合併会社設立に関する基本合意書締結

- ・当社とJX金属株式会社とは、銅合金の溶解・鋳造加工を行う合併会社の設立に関する基本合意書を締結し、2019年8月の設立に向け、両社で協議を進めております。当社は、合併会社の設立により、従来の鉄鋼製品に加えて、高機能金属素材分野に

おける事業を推進してまいります。

○新会社設立の検討

- ・ 索形材・エネルギー事業において現状の事業構成と規模での安定黒字体制を確立するため、同事業に係るグループ全体を再編の対象として、2019年10月の新会社設立に向けて検討しております。

【その他】

○情報技術の機能強化

- ・ 機械学習等の先端的な情報技術の機能強化を目的として、当社の完全子会社である日鋼情報システム株式会社を2019年4月1日付で吸収合併しました。情報システム部門を同一組織内に置くことで、IoT等の情報技術活用に関する体制を固め、製品価値・サービス価値の向上を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 90 期 (2015年度)	第 91 期 (2016年度)	第 92 期 (2017年度)	第93期 (当連結会計年度) (2018年度)
受 注 高 (百万円)	211,637	177,585	235,685	216,155
売 上 高 (百万円)	223,301	212,469	211,700	220,153
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△)	△16,600	△4,968	10,712	19,966
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (△)	△45.32	△67.61	145.77	271.69
総 資 産 (百万円)	293,138	275,315	297,365	305,471

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものと仮定して各種数値を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 90 期 (2015年度)	第 91 期 (2016年度)	第 92 期 (2017年度)	第93期 (当期) (2018年度)
受 注 高 (百万円)	163,080	130,502	181,555	160,553
売 上 高 (百万円)	176,116	166,722	160,787	165,624
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△18,719	△8,260	8,559	17,129
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (△)	△51.11	△112.40	116.48	233.08
総 資 産 (百万円)	263,112	242,353	259,342	263,005

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものと仮定して各種数値を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日鋼情報システム株式会社	100百万円	100%	コンピュータシステムのコンサルティング・技術指導、システム受託開発、機器販売、情報処理サービス事業
JSW ITサービス株式会社	110百万円	100	レーザーアニール装置の修理・改造・メンテナンス
JSW アフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社日鋼機械センター	100百万円	100	鉄鋼製品の機械加工及び仕上組立、産業機械等の製作・改造・修理、加工機械の整備
日 鋼 M E C 株 式 会 社	60百万円	100	工場設備の据付・維持保全、各種機械・機器の設計、各種溶接構造物の製造・販売、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売、鋳鋼品製造用資材の販売
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
株 式 会 社 タ ハ ラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
日 鋼 Y P K 商 事 株 式 会 社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
株 式 会 社 名 機 製 作 所	100百万円	100	プラスチック射出成形機、ホットプレス、金型、周辺機器等の製造・販売
日 鋼 特 機 株 式 会 社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
S M P L A T E K C O . , L T D .	5,000万ウォン	95	二軸混練押出機の製造・販売
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	400万 シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売

(注) 当社は、2019年4月1日を効力発生日として、日鋼情報システム株式会社を吸収合併いたしました。

- ③ 特定完全子会社の状況（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

部 門		主 な 事 業
産業機械事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守サービス
	成 形 機	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守サービス
	FPD 装 置	電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置等）の製造・販売・保守サービス
	そ の 他	圧縮機、油圧機器、鉄道用連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・保守サービス
素形材・エネルギー事業	電力・原子力製品	発電用部材、原子力関連部材等の製造・販売
	クラッド鋼板・鋼管	クラッド鋼板、クラッド鋼管、その他極厚鋼板等の製造・販売
	そ の 他	ロール材・金型材等の一般鍛造鋼製品、機能性材料等の鍛造鋼部材、石油精製用圧力容器・関連部材等の製造・販売
その他事業	そ の 他	風力発電機器の製造・販売・保守サービス、新製品の研究開発・製造・販売、業務支援・管理サービス事業等

- (注) 1. 当連結会計年度より、組織改正にあわせた管理体制の見直し及び不動産賃貸事業の縮小を行い、従来の「不動産その他事業」を「その他事業」に変更しております。この変更により、従来「産業機械事業」に含まれていた成膜事業を扱う連結子会社の事業セグメントを「その他事業」へ、「素形材・エネルギー事業」に含まれていた風力発電機器、結晶事業を扱う連結子会社の事業セグメントを「その他事業」へ、「不動産その他事業」に含まれていた不動産賃貸事業に係る売上高・売上原価を営業外収益・営業外費用での管理へ変更しております。
2. 2019年4月24日開催の取締役会において、「その他事業」のうち風力発電機器の製造・販売からの撤退を決議しております。なお、風力発電機器の保守サービスにつきましては今後も事業を継続いたします。

(9) 主要な営業所及び工場等（2019年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	名古屋支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市西区）、中国支店（広島市安芸区）、九州支店（福岡県春日市）、東北営業所（仙台市宮城野区）、関東営業所（さいたま市緑区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、関西営業所（大阪府吹田市）、中国営業所（広島市安芸区）、九州営業所（福岡県春日市）、府中出張所（東京都府中市）、浜松出張所（浜松市中区）
研 究 開 発 拠 点	室蘭研究所（北海道室蘭市）、広島製作所技術開発部（広島市安芸区）、横浜製作所技術開発部（横浜市金沢区）
工 場	室蘭製作所（北海道室蘭市）、広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市金沢区）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日 鋼 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	東京都府中市
JSW IT サービス 株 式 会 社	神奈川県横浜市金沢区
JSW ア フ ティ 株 式 会 社	東京都八王子市
ファインクリスタル株式会社	北海道室蘭市
株式会社日鋼機械センター	北海道室蘭市
日 鋼 M E C 株 式 会 社	北海道室蘭市
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	広島県広島市安芸区
株 式 会 社 タ ハ ラ	東京都江戸川区
日 鋼 Y P K 商 事 株 式 会 社	東京都品川区
株 式 会 社 名 機 製 作 所	愛知県大府市
日 鋼 特 機 株 式 会 社	東京都新宿区
Japan Steel Works America, Inc.	米国 ニュージャージー州
S M P L A T E K C O . , L T D .	韓国 安山市
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	シンガポール

（注）当社は、2019年4月1日を効力発生日として、日鋼情報システム株式会社を吸収合併いたしました。

事業報告

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,174名	18名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,222名	26名減	39.4歳	15.6年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(11) 主な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	30,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,490
三井住友信託銀行株式会社	4,850
株式会社みずほ銀行	2,094

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする23社の協調融資によるものです。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 当社が発行する株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
 ② 発行済株式総数 74,309,108株
 ③ 資本金 19,716,622,418円
 ④ 株主数 21,589名
 (前期末比 953名増)

⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マストラス・サービス・信託銀行株式会社 (信託口)	8,016,300株	10.91%
日本トラスティ・サービス・信託銀行株式会社 (信託口)	6,124,300	8.33
三井生命保険株式会社	2,827,600	3.85
株式会社三井住友銀行	2,200,032	2.99
三井住友信託銀行株式会社	1,630,400	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	1,564,800	2.13
RBC IST-OMNIBUS 10 LENDING AC - CLIENT ACCOUNT	1,453,270	1.98
新日鐵住金株式会社	1,306,000	1.78
日本トラスティ・サービス・信託銀行株式会社 (信託口 5)	1,179,300	1.60
三菱重工業株式会社	1,006,200	1.37

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (803,082株) を控除して計算しております。
 2. 三井生命保険株式会社は、2019年4月1日付で商号を大樹生命保険株式会社に変更しております。
 3. 新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日付で商号を日本製鉄株式会社に変更しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式の保有方針

良好で継続的な取引関係の維持・強化、業務提携、その他、投資先の健全な発展を通じて中長期的に当社の事業に寄与し、定期的な確認・見直しを通じて政策的に必要と判断した株式を保有します。

② 保有状況の定期的な確認・見直し

毎年、個別の政策保有株式の保有目的と現在の取引状況等を確認し、取締役会において当該株式の取得・保有意義や安全性、収益性、採算性、保有に伴うリスクなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証します。

③ 議決権行使の方針

投資先企業の経営状況や当社との取引関係等を踏まえ、当該企業の中長期的な企業価値向上や社会的責任などの観点から議案毎に内容を確認し、議決権の行使を判断します。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏 名
代 表 取 締 役 社 長		宮 内 直 孝
代 表 取 締 役 副 社 長	CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、鉄鋼事業部管掌、経理部・風力室担当	東 泉 豊
取 締 役 常 務 執 行 役 員	技術・品質担当、新事業推進本部長	柴 田 尚
取 締 役 常 務 執 行 役 員	FPD装置事業部・横浜製作所担当、機械事業部長	大 下 真 雄
取 締 役 常 務 執 行 役 員	成形機事業部長	松 尾 敏 夫
取 締 役 執 行 役 員	CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、総務部担当、人事教育部長、秘書室長	出 口 淳一郎
取 締 役 執 行 役 員	鉄鋼事業部長、室蘭製作所長	岩 本 隆 志
取 締 役		持 田 農夫男
取 締 役	西芝電機株式会社 社外取締役	出 川 定 男
常 勤 監 査 役		田 中 義 友
常 勤 監 査 役		渡 邊 健 二
監 査 役	東レ株式会社 社外監査役	城 野 和 也
監 査 役	株式会社スリーエフ 社外取締役	増 田 格
監 査 役	日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 取締役 持田農夫男及び出川定男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 城野和也及び増田格の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 城野和也及び増田格の両氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 持田農夫男氏及び出川定男氏並びに監査役 城野和也氏及び増田格氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 持田農夫男氏及び出川定男氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

事業報告

6. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
東 泉 豊	代表取締役副社長 CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、鉄鋼事業部管掌、経理部・風力室担当、経営企画室長	代表取締役副社長 CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、鉄鋼事業部管掌、経理部・風力室担当	2018年7月1日
出 口 淳一郎	取締役執行役員 CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、秘書室・総務部管掌、人事教育部長	取締役執行役員 CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、総務部担当、人事教育部長、秘書室長	2018年7月1日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況
渡 邊 健 二	2018年6月26日	任期満了	取締役
佐 藤 元 信	2018年6月26日	任期満了	取締役
門 田 彰	2018年6月26日	辞任	常勤監査役

(3) 取締役 出口淳一郎、岩本隆志及び出川定男の各氏並びに監査役 渡邊健二氏は、2018年6月26日開催の第92回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

7. 2019年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏 名
代表取締役社長	CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、経営企画室・鉄鋼事業部管掌、情報システム室・経理部・風力室担当 技術・品質担当、新事業推進本部長 FPD装置事業部・横浜製作所担当、機械事業部長 成形機事業部長 CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、総務部担当、人事教育部長、秘書室長 鉄鋼事業部長、室蘭製作所長 特機本部長	宮 内 直 孝
代表取締役副社長		東 泉 豊
取締役常務執行役員		柴 田 尚
取締役常務執行役員		大 下 真 雄
取締役常務執行役員		松 尾 敏 夫
取締役常務執行役員		出 口 淳一郎
取締役執行役員		岩 本 隆 志
取 締 役		持 田 農夫男
取 締 役		出 川 定 男
常 務 執 行 役 員		香 川 豊 彦

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役11名 378,452千円（うち社外3名22,440千円）

監査役5名 57,120千円（うち社外2名19,200千円）

- (注) 1. 上記の報酬には、2018年6月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名への支給分を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、22,492千円が含まれております。

② 役員報酬等の額の決定に関する方針

ア. 報酬決定の基本方針

株主総会で決議された額の範囲内において、夫々の役割と責務に応じた水準とし、その決定過程においては公正性と透明性を確保します。

イ. 取締役の報酬

○手続

報酬諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

○報酬の内容

- (i) 業績・企業価値の向上および持続的な成長に向けた健全な動機付けとなるよう、年額報酬は、固定部分と変動部分で構成します。固定部分は役位、在任年数に応じ、変動部分は会社業績および個人別の業績成果に応じます。但し、社外取締役については、固定部分のみで構成します。
- (ii) 年額報酬枠の範囲内で賞与を支給します。
- (iii) 株価連動型報酬として、年額報酬および賞与のうち、取締役会において別途定める割合を役員持株会への拠出により、当社株式の取得に当てます。但し、社外取締役による役員持株会への拠出については任意とします。
- (iv) 社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えると同時に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記(i)の年額報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

ウ. 監査役の報酬

- (i) 年額報酬は固定部分のみで構成し、監査役の協議により決定します。
- (ii) 役員持株会への拠出は任意とします。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 持田農夫男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会16回全てに出席し、長年にわたる国際的な製造業での豊富な経験から発言を行っております。

② 取締役 出川定男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

西芝電機株式会社の社外取締役を兼任しております。同社と当社の上に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会11回全てに出席し、長年にわたる国際的な製造業での豊富な経験から発言を行っております。

③ 監査役 城野和也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社の社外監査役を兼任しております。同社と当社との間に特別な関係はありません。なお、東レ株式会社は当社の取引先ですが、当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は2.2%と少額であります。また、当社は、東レ株式会社の発行済株式総数の0.4%を保有しております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会には16回中15回、監査役会には14回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

④ 監査役 増田 格

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社スリーエフの社外取締役及び日本紙パルプ商事株式会社の社外取締役を兼任しております。各社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には、書面決議は含んでおりません。なお、出川定男氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額	67,500千円
上記以外の業務に係る報酬等の額	10,000千円
合計	77,500千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき

報酬等の合計額 94,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 当社の子会社のうちTHE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、子会社の社内管理体制に関する助言業務及び新会計基準の適用に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」を企業活動の拠り所とし、また、「企業行動基準」を企業活動における基本原則として定め、これらに沿った企業活動を通じ、企業価値の向上を図るとともに、安定的かつ持続的な企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制の基本方針）を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令及び社内規程遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。

また、コンプライアンス活動の要諦は、取締役及び執行役員の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための教育・啓蒙にあると考えて、これらを推進します。

- ② 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長ほか、適宜、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議並びに監査役を含む関係者に報告します。
- ③ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の、通報者保護を基本とする報告・相談の制度・ルートについて社外を含め複数確保します。
- ④ 当社は、「反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底」を企業行動基準に明示するとともに、不当な要求に対しては、法に則り、関係団体とも連携してこれを拒否します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。

また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。

- ② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、部門長たる取締役、執行役員及び使用人が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。

また、重要リスクについては、取締役会または経営戦略会議で対応を審議します。

- ② 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、全社的なリスク管理体制を明確にするとともに、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、適切な運用を図ります。

また、リスク管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、当該責任者がこれらリスク管理の状況等について、内部監査部門と相互連携してモニタリングを行い、適宜、取締役会または経営戦略会議に報告します。

- ③ 当社は、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、日常リスクの洗い出しに努めるほか、重大事態発生時においては、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるなど、平時及び非常時に対応します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門及び事業部では取締役が業務執行を統括するとともに、その指揮または監督の下で取締役会が選任した執行役員が、委嘱された担当業務を執行します。

また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または経営戦略会議で、審議・決裁・報告を行います。

- ② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施します。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等で行います。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ子会社等が、当社のビジョンと経営理念及び企業行動基準に従い全社的な内部統制の整備・構築を推進するとともに、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づき、適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、効率的な業務執行をすること、また、それによる自律経営を支援します。
- ② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。
- ③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、関連会社主管部門及び内部監査部門が、定期的または随時、自律的監査を要請、あるいは直接に監査を実施するとともに、その改善に向け指導を行います。
- ④ 当社は、グループ子会社等がリスク管理に関する規程に基づき、自ら定める職務分掌に応じてリスクの把握、評価を行う体制を整備することを支援します。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。
- ② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会、経営戦略会議、部門業績報告会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席するとともに、監査役に対しその機会を保証します。
- ② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることができます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。
- ③ 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

H. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

I. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。
また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。
- ② 当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。
- ③ 当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または経営戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しています。また、規程の制定及び改正等は、原則として戦略会議の決議事項としており、これに従って規程の改正を行ったほか、「企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。

このほか、当社の取締役、執行役員及び監査役を対象にコンプライアンスに関するセミナーを実施しました。

また、グループ子会社の社長に対して、ガバナンス・コンプライアンス及び財務・会計知識に関するセミナーを実施したほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンス及びリスク管理に関するeラーニングを実施しました。

- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役、リスク管理担当役員及び監査役他に報告しました。
- ③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、当該制度・ルートについて記載した「コンプライアンス・ラインマニュアル」を当社及びグループ子会社の役員及び使用人に配布し周知を図っています。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては戦略会議又は取締役会等にて審議しています。
- ② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的な管理体制を明確にしているほか、業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識別・分析・評価等を行っています。また、内部監査部門が事務局となり、当社の業務執行部門及びグループ子会社が直面しているリスクについて網羅的な報告を求め、これを四半期毎に戦略会議に報告しています。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、2018年2月19日開催の取締役会において、2018年4月1日付の取締役及び執行役員の委嘱業務の変更を行ったほか、執行役員の選任を行いました。
- ② 取締役及び執行役員は、2018年度を初年度とする中期経営計画「JGP2020」における目標を達成するにあたり、具体的な施策を使用人に分掌して実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、戦略会議または経営会議等において報告しています。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「ビジョンと経営理念」及び「企業行動基準」を定め、社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しており、これらに従ってグループ子会社における全社的内部統制の構築を推進しています。
- ② 当社は、「関連会社管理規程」において、グループ子会社の主管部門は当該子会社の内部統制・ガバナンスに責任を負っていることを明確にしております。また、グループ子会社は、同管理規程に則り主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重要な決議事項のほか、重要事実の発生の都度、主管部門に対してこれを報告しています。
- ③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監視を行っております。また、グループ子会社の主管部門及び内部監査部門は、グループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施しました。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員2名が監査役の職務の一部を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、その全員が取締役会及び経営会議に出席するほか、輪番で戦略会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。
- ② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が保障されています。また、監査役は、期中及び期末におけるグループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等から、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による期中及び期末の監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。
- ② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、四半期毎にレビュー報告を行いました。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び戦略会議において、当社及びグループ子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告しました。

(注) 2019年4月1日から、「戦略会議」は「経営戦略会議」に、「経営会議」は「部門業績報告会議」にそれぞれ名称が変更になっております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

A. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。したがって、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

B. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画の推進

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーとの密接な信頼関係を基礎として、蓄積した多様な技術を組み合わせ、既存事業、新規事業の両分野にまたがる事業領域を拡大させる「技術経営」を一層推進していくことが、当社の企業価値を高めていく方策であると考えております。

このような考え方に立ち、企業価値の向上をより具体的に実践していくため、当社は中期経営計画を策定し、その実現に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を1年とし取締役の経営責任を明確化するとともに、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能・監督機能と執行役員による業務執行機能を区分することで、経営の意思決定の迅速化、監督機能強化及び業務執行機能の向上を図っております。

加えて、独立社外取締役を2名選任することにより、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化を図っております。

さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬の決定過程における公正性と透明性を確保するため、複数の独立社外役員を含む5名で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役会はこれらの委員会の答申を踏まえて取締役及び執行役員の指名・報酬の決定をすることとしております。

社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性の基準と当社が独自に定めた「株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準」に従って判断しており、いずれの社外役員も独立性を有していることから、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、取締役会は、毎年、取締役会の実効性について取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、その結果を分析・評価することで、さらなる実効性向上に取り組んでおります。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組み姿勢を明らかにするため、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しております。

(https://www.jsw.co.jp/csr/csr_report/governance.html)

C. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2017年5月15日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決議し、同年6月27日開催の当社第91回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためには当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者又は買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの詳細内容につきましては、当社ホームページ（<https://www.jsw.co.jp/>）ニュースに掲載の2017年5月15日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

D. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画やコーポレート・ガバナンス強化のための施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的な方策として策定されたものです。したがって、当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。また、当社第91回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、本新株予約権の無償割当て実施の是非についても株主意思を重視する仕組みになっていること、独立性の高い社外の有識者から成る独立委員会が設置され、本新株予約権の無償割当ての実施には必ず独立委員会の判断を経ることになっていること、合理的な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないこと等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 役員指名及び解任の基本方針・手続

A. 指名及び解任の基本方針

取締役、監査役の候補者選定及び役員の解任においては、選定・解任基準等を踏まえて判断し、決定過程においては公正性と透明性を確保します。

なお、取締役及び監査役の候補者選任については、その選任理由を開示します。

また、役員の解任については、その解任理由を開示します。

B. 選定基準

① 取締役候補者

当社の「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」及び「日本製鋼所グループ 企業行動基準」に基づき、当社の業績、企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

② 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

C. 選定手続

取締役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受け、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。

D. 解任基準

役員が法令、定款等に違反し、当社の企業価値を毀損した場合並びに健康上の理由から職務執行が困難となった場合、若しくは選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、指名諮問委員会における解任審議の対象とします。

E. 解任手続

取締役、監査役の解任については、指名諮問委員会からの答申を受けて解任議案の上程を取締役会にて決定し、株主総会において決議します。

F. 社外役員の独立性

社外役員においては、別に定め開示する当社の独立性基準を満たす者とします。

(5) 社長選任及び解任の手続

A. 社長の後継者計画の策定・運用

社長の後継者計画の策定・運用については、指名諮問委員会にて、経営理念や経営戦略を踏まえて、経験、能力、人格等の資質を勘案し、適切に協議を行い、必要の都度、取締役会に報告します。

B. 選任基準・手続

社長の選任については、後継者計画を踏まえ、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

C. 解任基準・手続

社長の解任については、社長としての責務を果たすことが困難となった場合に、取締役会にて決定します。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第93期	
	(2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
売上高		220,153
売上原価		166,622
売上総利益		53,531
販売費及び一般管理費		29,240
営業利益		24,290
営業外収益		
受取利息	52	
受取配当金	851	
受取キャンセル料	1,186	
固定資産賃貸料	786	
持分法による投資利益	89	
雑収益	1,234	4,201
営業外費用		
支払利息	246	
雑損失	319	565
経常利益		27,925
特別利益		
固定資産売却益	3,933	
投資有価証券売却益	263	
その他	113	4,309
特別損失		
固定資産売却損	32	
固定資産除却損	228	
減損損失	1,623	
事業再構築引当金繰入額	711	
その他	322	2,918
税金等調整前当期純利益		29,317
法人税、住民税及び事業税	5,335	
法人税等調整額	3,791	9,127
当期純利益		20,190
非支配株主に帰属する当期純利益		223
親会社株主に帰属する当期純利益		19,966

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	19,694	5,467	86,256	△2,310	109,107
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	22	22			44
剰 余 金 の 配 当			△3,307		△3,307
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			19,966		19,966
連結子会社株式の取得に よ る 持 分 の 増 減		△127			△127
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	22	△104	16,659	△1	16,575
当 期 末 残 高	19,716	5,362	102,915	△2,312	125,682

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	7,269	305	△21	370	7,923	1,569	118,600
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							44
剰 余 金 の 配 当							△3,307
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							19,966
連結子会社株式の取得に よ る 持 分 の 増 減							△127
自 己 株 式 の 取 得							△1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△3,978	△532	△200	△486	△5,197	△150	△5,348
当 期 変 動 額 合 計	△3,978	△532	△200	△486	△5,197	△150	11,227
当 期 末 残 高	3,290	△226	△222	△115	2,725	1,419	129,827

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第93期 (2019年3月31日現在)	科 目	第93期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	173,911	流動負債	98,376
現金及び預金	53,318	支払手形	27,513
受取手形	2,176	買掛金	21,561
売掛金	53,008	短期借入金	8,830
商品及び製品	18	一年内返済予定の長期借入金	40
仕掛品	51,427	リース債務	257
原材料・貯蔵品	4,524	未払金	1,905
前渡金	3,119	未払費用	6,708
前払費用	242	未払法人税等	2,077
貸付金	786	前受金	15,169
未収入金	1,804	役員賞与引当金	56
未収消費税等	2,494	完成工事補償引当金	279
その他の流動資産	1,019	工事損失引当金	229
貸倒引当金	△29	風力事業損失引当金	1,887
固定資産	89,093	事業再構築引当金	5,295
有形固定資産	29,069	設備関係支払手形	3,532
建物	13,423	その他の流動負債	3,034
構築物	979	固定負債	58,573
機械装置	6,598	長期借入金	39,208
車両運搬具	13	長期預り保証金	10,783
工具・器具・備品	1,064	リース債務	424
土地	5,582	退職給付引当金	6,093
リース資産	286	関係会社事業損失引当金	493
建設仮勘定	1,120	資産除去債務	1,287
無形固定資産	1,466	その他の固定負債	281
のれん	27	純資産の部	156,950
諸利用権	78	株主資本	103,083
ソフトウェア	535	資本金	19,716
ソフトウェア仮勘定	602	資本剰余金	5,443
リース資産	222	資本準備金	5,443
投資その他の資産	58,557	利益剰余金	80,235
投資有価証券	27,986	利益準備金	3,236
関係会社株式	8,550	その他利益剰余金	76,998
出資金	265	固定資産圧縮積立金	2,485
関係会社出資金	588	固定資産圧縮特別勘定積立金	2,189
長期貸付金	1,483	別途積立金	55,000
繰延税金資産	16,457	繰越利益剰余金	17,324
長期前払費用	220	自己株式	△2,312
更生債権等	110	評価・換算差額等	2,972
前払年金費用	2,119	その他有価証券評価差額金	3,199
その他の投資	996	繰延ヘッジ損益	△226
貸倒引当金	△222	負債合計	106,055
負債合計	263,005	負債及び純資産の部合計	263,005

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第93期	
	(2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
売上高		165,624
売上原価		131,675
売上総利益		33,948
販売費及び一般管理費		18,791
営業利益		15,157
営業外収益		
受取利息	17	
有価証券利息	0	
受取配当金	2,760	
固定資産賃貸益	2,447	
受取キャンセル料	1,186	
雑収益	1,615	8,027
営業外費用		
支払利息	235	
手形・債権売却損	4	
遅延違約金	172	
雑損失	114	527
経常利益		22,658
特別利益		
固定資産売却益	3,906	
投資有価証券売却益	237	
風力事業損失引当金戻入額	110	
関係会社事業損失引当金戻入額	162	4,416
特別損失		
固定資産売却損	32	
固定資産除却損	159	
減損損失	1,597	
災害による損失	151	
事業再構築引当金繰入額	711	
関係会社事業損失引当金繰入額	119	
投資有価証券評価損	51	
会員権評価損	6	2,828
税引前当期純利益		24,246
法人税、住民税及び事業税	3,083	
法人税等調整額	4,034	7,117
当期純利益		17,129

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	19,694	5,421	—	5,421
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	22	22		22
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				—
別 途 積 立 金 の 積 立				—
自 己 株 式 の 取 得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	22	22	—	22
当 期 末 残 高	19,716	5,443	—	5,443

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金							
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計			
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,236	2,780	—	50,000	10,396	66,413	△2,310	89,218
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行								44
剰 余 金 の 配 当					△3,307	△3,307		△3,307
当 期 純 利 益					17,129	17,129		17,129
固定資産圧縮積立金の積立		198			△198	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		△494			494	—		—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立			2,189		△2,189	—		—
別 途 積 立 金 の 積 立				5,000	△5,000	—		—
自 己 株 式 の 取 得						—	△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純 額）						—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	△295	2,189	5,000	6,928	13,821	△1	13,865
当 期 末 残 高	3,236	2,485	2,189	55,000	17,324	80,235	△2,312	103,083

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,073	305	7,378	96,596
当期変動額				
新株の発行			—	44
剰余金の配当			—	△3,307
当期純利益			—	17,129
固定資産圧縮積立金の積立			—	—
固定資産圧縮積立金の取崩			—	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立			—	—
別途積立金の積立			—	—
自己株式の取得			—	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,874	△531	△4,406	△4,406
当期変動額合計	△3,874	△531	△4,406	9,458
当期末残高	3,199	△226	2,972	106,055

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 一 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 一 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役城野和也及び監査役増田格は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

2019年5月21日

株式会社日本製鋼所監査役会

監査役（常勤）田 中 義 友 ㊟

監査役（常勤）渡 邊 健 二 ㊟

監査役 城 野 和 也 ㊟

監査役 増 田 格 ㊟

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

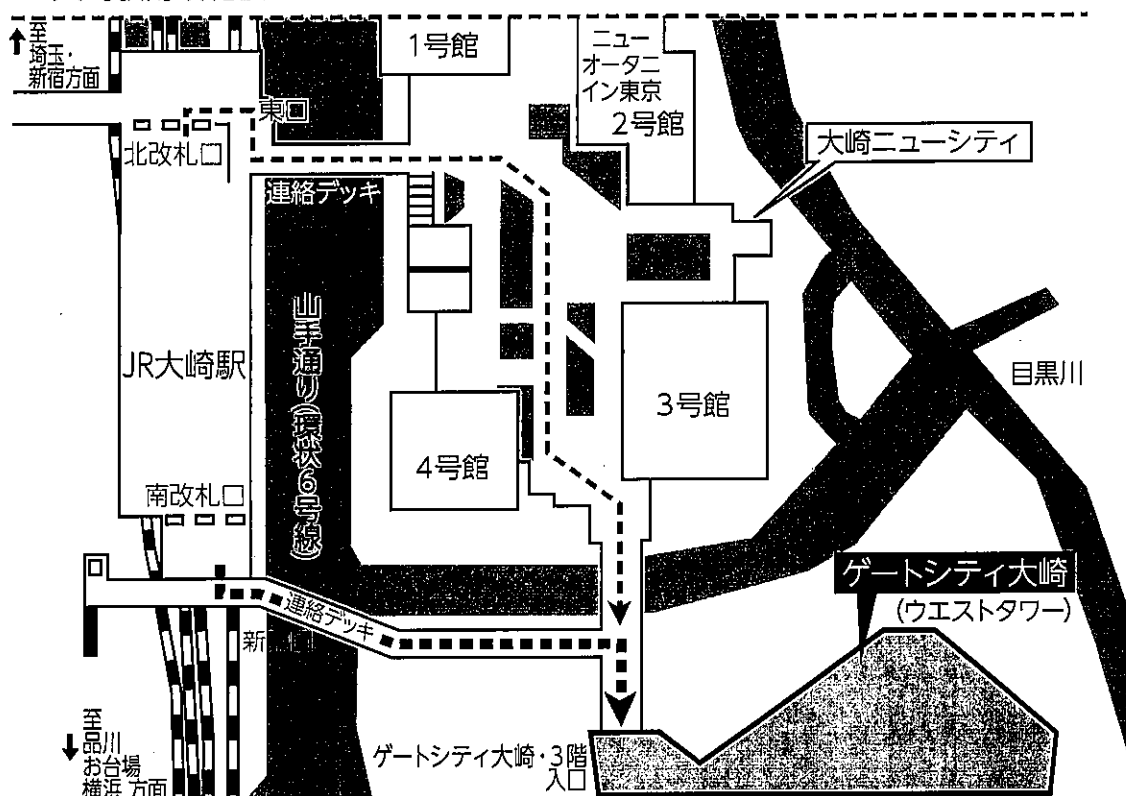
株主総会会場 ご案内図

会場

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

ゲートシティホール順路案内

JR大崎駅南改札口～ゲートシティ大崎・ウェストタワー3階入口まで



◎JR 大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎・ウェストタワー 3 階入口よりお入り下さい。インフォメーション裏のエスカレーターで地下1階までお越し下さい。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。